

甲府市電子会議システム及びタブレット端末機器等賃貸借  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、本市のペーパーレス化を推進するにあたり、庁内で行われる会議についてのペーパーレス化を目的とするものである。

ついては、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、プロポーザル内容等を総合的に判断し、最も優れたプロポーザルを行った事業者を本業務の優先交渉権者とする。

2 概要

(1) 業務名

甲府市電子会議システム及びタブレット端末機器等賃貸借

(2) 業務内容

「甲府市電子会議システム及びタブレット端末機器等賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 納入場所

甲府市総務部総務総室総務課

(4) 賃貸借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日までとする。

(5) 提案上限額

金10,450,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意し、価格提案書は上記提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であり、当該業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (4) 本公告の日から契約締結の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 租税を完納していること。

#### 4 質問の受付及び回答

当該業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限  
令和2年1月20日（月）午後5時までとする。
- (2) 提出方法  
質問書（様式8）により、電子メールにて提出すること。  
メールアドレス：ssoumu@city.kofu.lg.jp
- (3) 回答方法  
令和2年1月22日（水）までに本市ホームページに掲載する。
- (4) 留意事項  
本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

#### 5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」をすべて満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

- (1) 参加表明書の提出  
次に掲げる参加表明に関する書類を提出すること。

表1 参加表明に関する書類

名称		様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ
4	業務実績書	(様式4)

5	誓約書	(様式5)
6	納税証明書	法人市民税等の未納がない書類※

※資格要件の租税については、市区町村税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明書を提出すること。

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期限

令和2年1月24日(金)午後5時までとする。

※上記期間の土・日曜日は除く。

ウ 提出方法・場所

総務部総務総室総務課へ持参または、郵送すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とする。

(2) 企画提案書の提出

次に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

表2 企画提案に関する書類

名称		様式及び添付書類等
1	企画提案書(表紙)	(様式6)
2	業務内容に係る企画提案	(任意様式) 業務内容については、仕様書を参照すること。 操作マニュアルを添付すること。
3	機能要件確認書	(別紙1)

ア 提出部数

正本1部、副本7部

※A4ファイルに綴じたものを、8部(正本1部、副本7部)及び電子媒体で提出すること。

イ 提出期限

令和2年1月28日(火)午後5時までとする。

ウ 提出方法・場所

総務部総務総室総務課へ持参または、郵送すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とする。

エ 企画提案書(任意様式)は、20ページ以内とすること。

### (3) 価格提案書の提出

次に掲げる価格提案に関する書類を提出すること。

表3 価格提案に関する書類

名称		様式及び添付書類等
1	価格提案書	(様式7) 消費税を含むこと。また、本要領の「2 概要 (5)」の金額の範囲内であること。 別途、任意様式にて積算内訳を添付すること。

#### ア 提出部数

正本1部

#### イ 提出期限

令和2年1月28日(火)午後5時までとする。

#### ウ 提出方法・場所

総務部総務総室総務課へ持参または、郵送すること。

なお、郵送の場合は、同日必着とする。

※提案価格書は、積算内訳(任意様式)と割印し、一緒に封入封緘すること。

### (4) 資料提出にあたっての留意事項

ア 参加表明書(様式1~5及び添付資料)及び企画提案書、価格提案書(様式6~7及び添付資料)については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

イ 提出書類について、問い合わせをする場合があるので、確実に連絡の取れる連絡先を様式1及び様式6に明記すること。

ウ 企画提案書については、紙媒体及び電子媒体(CD-ROM)により提出すること。

エ 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

オ 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。

カ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理責任者は、病休、死亡、退職等の本市が認める場合を除き、変更することはできない。

## 6 選考方法

### (1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、「甲府市電子会議システム及びタブレット

ト端末機器等賃貸借受託事業者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、「甲府市電子会議システム及びタブレット端末機器等賃貸借に係る優先交渉権者の選考方法について（資料3）」により選考する。

また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

## （2）審査

審査は非公開とし、書類審査及び企画提案者のヒアリング審査を実施する。

なお、企画提案者へのヒアリング審査は、次のとおり実施する。

### ア 日時・会場

令和2年1月30日（木）（予定）

### イ ヒアリングへの出席者

3名以内

### ウ 実施方法

#### （ア）企画提案者プレゼンテーション（20分以内）

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

なお、企画提案者でパソコン等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備するが、パソコン等の機器は、企画提案者が持参することとし、インターネットへの接続が必要な場合は企画提案者がインターネット環境を用意すること。

#### （イ）ヒアリング（概ね20分）

### エ 議事録の提出

プロポーザル参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を翌日までに電子メールにて提出すること。

メールアドレス：[ssoumu@city.kofu.lg.jp](mailto:ssoumu@city.kofu.lg.jp)

## （3）審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和2年2月上旬に文書及び電子メールにて審査結果を通知する。

また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

## （4）優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、本市と仕様並びに価格等協議の上、本市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

## 7 契約及び支払方法

6（4）において、優先交渉権者となった者は、本市と契約を締結し、業務を実施する。

なお、本契約は賃貸借契約とし、月の初日から末日までを1か月とし、賃貸借料を毎月支払うものとする。

## 8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合。
- (4) 委員会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

## 9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

## 10 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式9）を提出すること。

## 11 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 本市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 本市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと変更等を加える場合がある。

## 12 スケジュール

内容	期日
告示	令和2年1月16日(木)
質問受付期限	令和2年1月20日(月)午後5時まで
質問と回答の公表	令和2年1月22日(水)
参加申込書提出期限	令和2年1月24日(金)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和2年1月28日(火)午後5時まで
ヒアリング審査	令和2年1月30日(木)(予定)
優先交渉権者の決定	令和2年1月30日(木)(予定)
審査結果の通知発送	令和2年2月上旬
契約締結	令和2年2月上旬